地域農業構造転換支援事業要望調査に係る補足資料

１．成果目標について

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

（１）経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあっては、ア及びイにより加点するものとする。

ア　経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	0.1ha以上	0.2ha以上	0.3ha以上	0.4ha以上	0.5ha以上	0.6ha以上
果樹作	現状以上	0.3ha以上	0.6ha以上	0.9ha以上	1.2ha以上	1.5ha以上	1.8ha以上
上記以外	現状以上	２ha以上	４ha以上	６ha以上	８ha以上	10ha以上	12ha以上
点数	６点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ　経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

（２）付加価値額の拡大（現状の付加価値額が0又はマイナスの場合、目標設定不可）

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあっては、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア　付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

イ　付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	６点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

（３）労働生産性の向上（現状の付加価値額が0又はマイナスの場合、目標設定不可）

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあっては、事業の要件を満たす場合であっても、（ア）及び（イ）の合計点数が20点未満の場合又は（イ）における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

（ア）　労働生産性の向上

	３%以上	５%以上	７%以上	９%以上	11%以上	13%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

（イ）　付加価値額の拡大額

	現状以上	60万円以上	100万円以上	300万円以上	500万円以上	750万円以上	1,000万円以上
点数	６点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

２．取組内容ポイントについて

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

項　目	配　点　の　水　準	点　数
①経営管理の高度化	ア　GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証を取得している。	１点
	イ　青色申告を行っている。	１点
	ウ　農業版事業継続計画（BCP）を策定（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）している。	１点
②環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。	３点
③輸出の取組	ア　輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	１点
	イ　フラッグシップ輸出産地に参画している。	２点
④女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ　代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	３点
⑤労働環境の改善	ア　労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	１点
	イ　社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	１点
	ウ　労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	１点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取組により算定するものとする。

２　環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）により都道府県知事が認定した計画をいう。

３　輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

４　フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和６年４月19日付け６輸国第256号）第５の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。